

第 22 回西東京市民まつり出店要領

- 1 共 催 西東京市民まつり実行委員会・西東京市
- 2 会 場 西東京いこいの森公園（西東京市緑町三丁目 2 番）
- 3 日 時 令和 7 年 11 月 8 日（土）午前 10 時～午後 4 時
令和 7 年 11 月 9 日（日）午前 9 時～午後 3 時 30 分

4 市民まつりの目的

西東京市民まつりは、市の伝統、風土、地域文化の創造を高め、市民と市との協働により、人と人とのつながりをより大切にしたい市民まつりを目指す。

5 出店者の資格

次のいずれにも該当する者（方）とします。

- (1) 市民まつりに出店する者は、市民まつりの目的に賛同し、年齢が満 18 歳以上の市内に住所を有する市民、公益的な市民団体、市内の商工者、公共的団体、姉妹・友好都市及び実行委員会が特に認めた者。
※申し込みをした者以外の出店（名義貸し等）は一切認めません。
- (2) 実行委員会、西東京市、保健所、消防署、警察署等の指示に従える者。
- (3) 申し込みをした者（現場責任者）が市民まつり開催日に常駐できること。
- (4) 取扱商品の管理責任ができない店、出店申込と異なる商品を販売する店については、即座に出店資格を停止します。
- (5) より多くの皆さまに出店していただくため、同一団体での複数出店と見受けられる場合には、調整をさせていただくことがあります。
- (6) アルコール類を提供する場合は、プラスチック製品のカップの使用を禁止します。必ず紙カップを使用してください。

6 出店者の責任・補償

- (1) 出店者は、出店に関して実行委員会に提出した情報を、西東京市暴力団排除条例に基づき警察署その他関係機関への照会に応ずること。
- (2) 商品購入者からの苦情等については、出店者において自らの責任と費用をもって対応すること。
- (3) 万が一、事故等が発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、出店者が自らの責任と費用をもって対応すること。また、テントや机等の設備について破損が見られた場合、実行委員会から修理費を請求することがございます。
- (4) 出店者は、その責任において必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えること。

7 出店料・店舗面積及び設備等

- (1) 出店料（2 日間の料金です。1 日でも同じ料金です）

①出店者 A 45,000 円（1 区画）

調理食料・飲料の販売やサービスの提供をし、一定の収益を得る出店者

※会場内で調理や加工を加える商品を提供する場合

②出店者 B 40,000 円（1 区画）

物販・サービスの提供をし、一定の収益を得る出店者

※食料品（既製品）の販売、食料品以外の販売、くじ引き等を提供する場合

※出店者 A・B での申込みでプラスチック製品を一切「提供しない」出店者については、

環境に配慮している出店者としてチラシ等で紹介します。

③出店者C 30,000円(1区画)

民間の企業・商店等で自己宣伝する出店者

④出店者D 25,000円(1区画)

子どもゾーンに出店をする出店者

ア 子ども向けの出店者(アルコール類の提供は禁止とします)

イ 会場でゴミとなるプラスチック製品を一切「提供しない」出店者

※飲食物の販売の有無に関わらず、出店者一律の金額となります。

※出店する内容によってはお断りする場合があります。

※申込多数の場合は、市民まつり実行委員会で選定します。

⑤出店者E 20,000円(1区画)

公益的・公共的団体で、かつ、展示・啓発・チラシの配布等のみの出店者

(公益的・公共的団体でも販売等を行う場合は①又は②の出店料を徴収)

(2) 上記の1区画には、《テント1張 間口(3.6m程度)×奥行(2.7m程度)、机2台(机はW180cm×D72cm×H75cm程度)、椅子4脚、電球1個付》が含まれます。

(3) 設備等の追加レンタル料は、机1台1,500円、椅子1脚500円、電気コンセント1基(最大1,000w)5,000円です。追加される方は、申込フォームにてお申し込みください。

※会場の安全面、環境面から出店者の発電機の持ち込みはできません。

※出店申込後の追加については、一切受付しませんのでご注意ください。

(4) 飲食・食品販売(瓶詰・缶詰・袋物の販売を含む)の場合は、臨時出店届をご提出ください。また、該当するか不明な場合についてもご提出をお願いします。受領後、保健所に確認し、後日連絡します。

(5) 出店の申込数が最大テント数(150テント)に満たない場合に限り、1団体最大2テントまで出店が可能です。希望される方は、申込フォームにて申し込みください。希望が多かった場合は、実行委員会にて抽選を行います。なお、出店料は、追加した出店区分(出店者A～E)の金額が加算されます。

例①：原っぱ広場と子どもゾーンに出店を希望する場合

出店者A45,000円+出店者D25,000円=合計70,000円

例②：原っぱ広場に2テント出店(出店者Aと出店者Bの区分)を希望する場合

出店者A45,000円+出店者B40,000円=合計85,000円

(6) 1日だけの出店でも出店料は変わりませんので、できる限り2日間の出店をお願いします。なお、出店されない日の空いたスペースは、休憩所として活用させていただきます。

また、出店者同士のテントの貸し借りは、おやめください。

(7) 出店申込後の出店辞退がないよう、出店することが確定してから申し込みください。

(8) 出店料のお支払いは、第2回出店者説明会時に現金でのお支払いをお願いします。お釣りのないよう、お願いします。

(9) 出店料納入後の代金は理由にかかわらず返還しませんので、ご了承ください。

8 出店申込方法

「説明会の開催」に記載する第1回出店者説明会に必ず出席の上、以下の二次元コードもしくはURLからお申し込みください。

URL: <https://logoform.jp/form/AAZE/976834>

申込期限: 8月20日(水)

※出店申込は、8月5日(火)午後8時から開始となります。

※申請フォームの利用が難しい場合は、ご相談ください。



9 説明会の開催

次のそれぞれの説明会には、出店する上で参加が必須となっています。(第1回出店者説明会に限り代理出席は可能ですが、出店団体(者)の中で説明内容の周知徹底を図るように

してください)

(1) 第1回出店者説明会（申込前の事前説明会／参加必須）

第1回出店者説明会（事前説明会）の参加申込は不要です。当日直接会場へお越しください。会場の席数等の都合により、1店舗1名までの参加をお願いします。

※この事前説明会に参加していない場合は市民まつり当日の出店はできません。

※出店内容が未定の場合は、①に参加してください。②に参加した方は、市民まつり当日に飲食物を取り扱うことはできません。

①飲食・食品販売をする方（出店内容が未定の方含む）

8月5日（火）午後6時から 西東京市役所田無庁舎5階502・503会議室

【内容】

ア 市民まつりの趣旨及び概要、会場レイアウト概要、搬入搬出計画、注意事項等の説明

イ 関係機関による飲食・食品販売における衛生上及び安全上についての説明

②飲食・食品販売をしない方

8月7日（木）午後6時から 西東京市役所田無庁舎5階502・503会議室

【内容】

市民まつりの趣旨及び概要、会場レイアウト概要、搬入搬出計画、注意事項等の説明

(2) 第2回出店者説明会

①10月1日（水）午後6時から

②10月6日（月）午後6時から

出店者数が多いため、どちらかの日に指定します。

※第2回出店者説明会当日は現場責任者又は担当者の方の本人確認をしますので、いずれかの方のご出席をお願いします。併せて、本人確認書類（住所・氏名・顔写真の記載があるもの）や店舗が市内にあることが確認できる書類（店舗名・店舗住所が確認できるもの）の持参をお願いします。

※説明会内容は、テントのこま割り、搬入搬出方法、駐車場の利用方法等についての説明と、出店料の徴収、出店許可証・臨時出店届（許可済）・駐車許可証の交付を行います。

※第2回説明会の案内は、出店申込時に入力された「現場責任者」のメールアドレスに9月12日（金）までにメールを送付します。

※上記日程までにメールが届かない場合は、西東京市民まつり実行委員会事務局までお問い合わせください。

※bunka@city.nishitokyo.lg.jpからのメールを受信できるように設定をお願いします。

※第2回説明会を無断欠席した場合は、出店する意思がないものと判断し、出店者名簿から削除します。

10 出店抽選について

申込み多数の場合は、抽選を行います。抽選があった場合の当選結果は、「第2回説明会の案内」をもって当選の連絡とします。

※案内が届かなかった場合は、落選となります。

※定員に達して抽選になった場合は、プラスチック製品を一切提供しない出店者を優先して出店とさせていただきます。その上で抽選とします。

11 市民まつり開催当日について

市民まつり開催当日は、現場責任者が常駐していることを確認します。必ず本人確認書（住所・氏名・顔写真の記載があるもの）の持参をお願いします。

12 衛生・安全・環境対策

(1) 衛生（保健所指導事項）

ア 衛生上、保健所の許可物品を取り扱うこと。管轄保健所発行の「行事において簡易な施

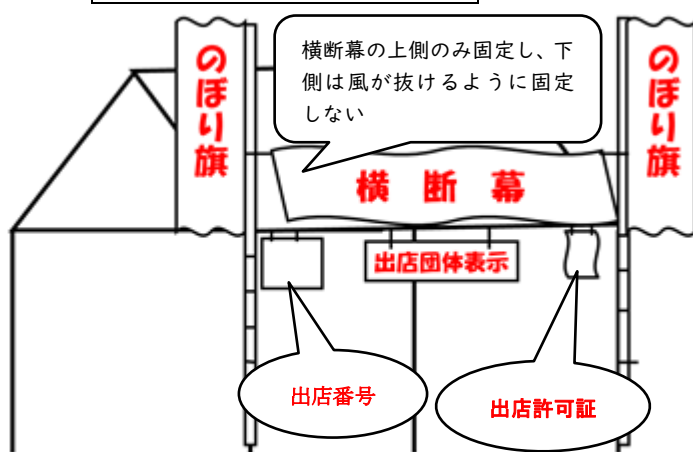
設で食品を提供するみなさんへ「～臨時出店について～」を参照のこと。

- イ 調理食品取扱店については、1テント2品目までとし、品目ごとに取扱責任者をおくこと。また、行事における臨時出店届に記載した調理食品以外は取り扱わないこと。
- ウ 食中毒防止のため、食品取扱従事者本人又はその家族に体調不良（下痢、発熱等）者がいる方は、食品の取り扱いに従事しないこと。
- エ 手洗いは、石鹸を充分泡立て流水ですすぎ、更に消毒用アルコールを使用すること。
- オ 出店会場での仕込み作業はしないこと。
- カ 食品の仕込み作業は、許可を受けている店舗等の施設で行うこと（自宅などでは行わない）。
- キ 調理する者及び調理食品を取り扱う者は必ず帽子（キャップ）を被ること。
- ク 出店者は市民まっりの出店に関する問合せ等を管轄保健所へ直接行わないこと。

(2) 安全

- ア 火災予防条例の規定により、火気を使用する出店者は消火器（粉末消火器 10 型以上）を用意すること。
- イ 東京都青少年の健全な育成に関する条例に指定された不健全指定がん具類（通称エアガン）、刃物類の販売をしないこと。（子ども向けのエアガンも同様とする。）
- ウ テントの外（通路上）に商品及び机、椅子等を出さないこと。
- エ のぼり旗は、60 cm×180 cmまでの大きさとし、1テント2本まで認める。
- オ のぼり旗の高さは、旗の下端がテントの梁より下にしないこと。
- カ テントの前にはみ出してのぼり旗等掲示しないこと。
- キ 横断幕は、60 cm×360 cmまでの大きさとし、1テント1本のみ認める。
- ク 横断幕の高さは、テントの梁から 60 cm以上高くしない。
- ケ 違反構築物を設置しないこと。
- コ 画鋏等は危険なため、使用しないこと。
- サ テントに出店許可証・臨時出店届を掲示し、実行委員会及び保健所等の指示に従うこと。
- シ 火気取り扱いに当たっては、消防署から示されるチェックリストにより自己点検を実施すること。
- ス コンロ又は焼台の周囲は 15 cm、上方は 1m 以上の可燃物からの安全な距離を保つほか、コンロ又は焼台とテント生地との間及びコンロ又は焼台下部には不燃材（石膏ボード又はコンクリートブロックなど）による遮熱を行うこと。

のぼり旗・横断幕の設置例



- ・ のぼり旗、横断幕を設置する場合は、しっかりと固定すること
 - ・ 突風などによる事故が起こらないよう対策を行うとともに、実行委員会からの撤去等の指示があった場合は従うこと
 - ・ 来場者及び周辺の出店者の迷惑がないように設置すること
 - ・ 出店番号・出店団体表示・出店許可証は隠れないよう設置すること
- ※出店番号・出店団体表示は実行委員会にて設営します。

(3) 環境

- ア 常にテント内及び周囲の清掃を行うこと。
- イ 出店者のゴミは、各自で必ず持ちかえって処分すること。（会場内及び周辺の施設での廃棄は厳禁）
- ウ 市民まっりの翌日（11月10日（月））午前9時から会場清掃を行うので、各団体1名

以上で参加すること。

※会場内にはお車でのお越しはできません。お車でのお越しの方は、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

※清掃に参加されなかった団体については、次回の市民まつりへの参加ができなくなる可能性があります。

エ テント外、通路上での販売やチラシ等の配布、呼び込みは行わないこと。

オ 会場内の水道水は、食器及び野菜等の洗浄に使用しないこと。

カ 会場内の水飲み場等に汁物や油類の廃棄はしないこと。

キ 調理食品取扱店については、地面にビニール（ブルーシート等）を敷くこととし、もし、地面に汚れが残ったときは、出店者が必ず清掃を行うこと。

ク 適切な方法で商品管理を行うこと。また、野外のための雨水対策も考えておくこと。

ケ ゴミの削減に努めること。特にプラスチック製品の削減に協力すること。

コ 来場者に対して、必要以上に箸等のゴミになり得る物を配布しないこと。

サ にしとくしょう環境チャレンジに協力できる出店者は、「にしとくしょう環境チャレンジの協力店舗募集 について」をご覧くださいの上、申込フォームにてお申し込みください。

13 搬入・搬出

- (1)搬入・搬出は2tトラック（幅1.7m、長さ4.7m、高さ2m以下）以下の車両で行うこと。
- (2)参加者の安全確保から、まつり開催時間中のリヤカー等による荷物の出し入れはしないこと。
- (3)搬入・搬出許可証に記載のある注意事項を遵守し、行動すること。
- (4)搬入許可証・搬出許可証を車両フロントに掲示し、係員の指示に従うこと。
- (5)搬入・搬出の車は、1団体(者)1台とすること。
- (6)車両の通行は、決められたところのみとし、それ以外は通行しないこと。
- (7)所定の時間以外の搬入・搬出はしないこと。
- (8)公園利用者の安全や公園の保全のため、敷地内での台車の使用はしないこと。

14 駐車場

- (1)駐車許可証を駐車時に提示し、車両フロントに掲示すること。
- (2)駐車は、1団体(者)1台とすること。
- (3)ひばりが丘運動場（ひばりアム）を臨時駐車場としますが、運動場の保全のため搬入・搬出時のみの出入りにご協力ください。
- (4)市民まつり終了後は、決められた搬出時間やルール等により速やかに退場すること。
- (5)駐車場内における車両事故、盗難等に関しましては、主催者側は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6)近隣の無料駐車場がある商業施設等への駐車はご遠慮ください。

15 その他

市民まつりの趣旨、出店要領、実行委員、保健所、消防署、警察署の指示に従わない者は、実行委員会にて記録・公表した上で出店をお断りします。また、悪天候時にはまつりが中止になることがありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》

西東京市民まつり実行委員会事務局

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課内（田無第二庁舎）

〒 188-8666 西東京市南町5-6-13 Tel 042-420-2817(ダイヤルイン)